

昭和三十年十二月十二日(月曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

本日の會議に付した案件
罹災都市借地借家臨時処理法第二十
五条の二の災害及び同条の規定を適
用する地区を定める法律案起草に關
する件

○高橋委員長 これより法務委員會を
開きます。

法務行政に關し調査を進めます。本
日は名瀨市において起った大火災によ
る罹災地の借地借家問題について質疑
を行います。質疑は通告順に従ってこ
れを許します。伊東隆治君。

○伊東隆治委員 十二月三日の奄美大
島の名瀨市におきまして大火災につきま
しては、各方面の非常な御同情を得て
おりまして、地元の住民も非常に感謝
いたしておる次第であります。特に
この法務委員會においていち早くこの
問題を取り上げていただきまして、非
常なる同情と、また法的な非常措置を
講じていただくように相なりましたこ
とは、私、地元の選出議員といたしま
して、衷心から感謝いたす次第であ
ります。

十二月三日の大火の前には十月
十四日に約百戸に達する火事があり
まして、しかもそれは商店街の中核
地のごさいでしたので、経済的には名
瀨市は全滅したような状況にありまし
たところへ、幾ばくも経ずして十二月
三日にまた大火がありまして、今度は
住宅街とそれから官庁街が全滅いたし
たような次第でございます。全人口四
万五、六千に比べますれば、そのパー
センテージはさほどではございません

が、さきの商店街の全滅と、またこの
官庁街及び住宅街の全滅によりまし
て、旧名瀨市街なるものはほとんど全
滅してしまつたと言つてもいいのでご
ざいます。四万何千人という人口は今
度の市町村の併合でそれだけに広が
つたのであります。旧市街はほとんど
全滅と言つても過言ではないのでござ
います。そういうようなことでござい
ますので、実にその実情たるやさんた
んなるものがあるものでございます。

それで、鹿児島県庁が主となりまし
て、ただいまいろいろ地元の調査及び
対策を講じておるのでございまして、
私もまた中央におきましていろいろ
の対策を講じておる次第でございま
す。その中で、やはりさしあたり最も
重要な緊急を要するのは、借地借家
の権利を一応保護するというものであ
るのでございまして、すでに新瀨の火災
におきましてその前例があるのでござ
いまして、それと大体同じような理由
に基くのでございまして、ごく簡単に
その実情を申し上げますと、その焼失
戸数千二百四十六戸のうち約二一％
が借家戸数でございまして、また四
一％が借地戸数であるのでございま
す。借家の方は借地戸数の半分でござ
います。借地の方は、名瀨市の焼
失土地のほとんどすべては約数人の所
有者に属しておるのだと言つておるく
らいに、ほとんどすべてが借地人でご
ざいます。新瀨の大火の場合に適用い

たしました借地借家臨時処理法第二十
五条の二の規定は、今度の名瀨の大火
におきまして最もその必要があるよう
に感ずる次第でございますので、どう
か今度の場合もこの臨時処理法の第二
十五條の二の災害及び同条の規定を適
用する地区として定めていただくよう
にお願いいたす次第でございまして、
以上簡単でございまして、実情を述
べまして、お願いいたす次第でござい
ます。

○高橋委員長 池田清志君。
○池田(清)委員 去る十月十四日及び
十二月三日の二度にわたりました鹿児
島県名瀨市に起りましたところの火災
の実情につきましては、ただいま伊東
委員から御報告を申し上げた通りで
あります。私も同委員と同じように、こ
の名瀨市に對しまして、その災禍並び
に地域に關し罹災都市借地借家臨時処
理法の定むるところによりまして特別
立法をいたすべきであるという意見を
有するものであります。それに先だち
まして、二、三の事柄についてお尋ね
を申し上げたいと思ひます。

同市におきまして災害の跡地につきま
して、建築関係が乱れておるといふよ
うなことでありまして、従来の借地借
家関係の実情を維持するために支障を
来たしますものとなりまして、政
府及び県市当局におきましてはそれぞ
れ処置をされておると思ひますのであ
りますが、この際お尋ねをいたしますの
は、建築基準法の定むるところにより
まして、建築の制限、禁止が現実に

わたれたかどうかということでありま
す。

○南部説明員 お答えいたします。十
二月三日の大火の際には、ちょうど県
の建築課長が名瀨市に大火当日出張し
ておりましたので、即座にこの大火に
對しまして基準法による建築制限を行
なつております。今度の火災につきま
しては、実は今度の火災地区内に前火
災の地区が含まれておるのかどうか
というような、あるいは隣接してお
るのかどうかという点が、われわれ
として一刻も早く知りたかつたわけ
であります。三、四の火災の四日に係官
を派遣いたしまして、七日には現地に
係官が行つて詳細の調査をしておりま
す。今回の火災につきましては、名瀨
の区画整理を根本的にやり直すとい
うようなことで、係官が大いに現地に
いていろいろの指導なり調査をしてお
るはずでございまして、その結果に
基きまして、建築制限よりもつと徹
底した区画整理の手法等がとられるよ
うになると思ひます。派遣した者がま
だ帰京していませんので、今明日中
には帰つてくると思ひますが、詳細は
その帰京を待つてからお答えした方が
確かかと思ひます。

○池田(清)委員 ただいまの御答弁で
適宜の処置がなされておりますことを
拝聴いたしましたから、借地借家の関
係で紛争等は起つていない、こう考
えるのでございまして、もし実
態調査の結果そういう事例等でもござ

委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員伊東隆治君等任につき、その補
欠として益谷秀次君が議長の名で
委員に選任された。

いたしましたらお示しをいたしたいと思
います。

○平賀説明員 もし借地借家の関係の
紛争が生ずるといふような事態になり
ますと、この罹災都市借地借家臨時処
理法におきましてその処理の手続が定
められております。すなわち、非訟事
件手続で処理することになつて
おりまして、法律的な解決の道は十分
開いてございますので、その点は御心
配は要らないのではないかと思います。

○池田(清)委員 罹災の戸数に対しま
する借地借家のパーセンテージから申
しますと、この種特別立法の立法例に
比較いたし低位のパーセンテージが示
されておるわけでありまして。しかしな
がら、いかに低位でありましようとし
も、借地借家関係の実情を維持いた
し、権利者を法律によって保護するこ
うことはわれわれの趣旨とするところ
であります。が、こういうような低位
のパーセンテージの火災並びに地域に
この特別立法をするということによつ
て何らかの不都合が生ずることによつ
てあります。これは、またまた困ること
に相なりますが、この点、不都合がある
かないかを一つ法務省の方からお答え
をいただきたいと思ひます。

○平賀説明員 従来先例を見てもま
すると、この名瀬の場合よりもつと
災害を受けた戸数が少ない場合も、
やはりこの法律を適用した例があるの
でございます。千戸足らずの場合も
その例が現に二、三あるのございま
す。でありますから、この名瀬の場
合、ことに十二月の場合でありますた
ら、必ずしも少ないとも言えないので
はないかと思ひます。この調べによりま

すと、借家の戸数が二百六十二戸、借
地の戸数が五百二十五戸となつており
ます。十月の十四日の場合、これは
数が非常に少うございまして、けれど
も、その数の多寡といふことは、借地
借家の戸数が一定数に達してなければ
この法律の適用ができないというよう
なものではございませんし、また少い
のでそのために特に不都合を生ずると
いふようなことはございせんと思ひ
ます。

○池田(清)委員 以上お尋ねをいたし
ました二、三のことについての当局の
御答弁によりまして、私は再度にわた
る名瀬市の火災及び名瀬市の地域が罹
災都市借地借家臨時処理法の定むるこ
ろによりましてその適用を受けま
すように特別の立法を一日も早く行わ
れますことを要望いたしまして、質問
を終ります。

○高橋委員長 他に御質疑はありませ
んか。——なければ、この際本問題に
ついてお諮りいたします。すなわち、
委員諸君のお手元に配付いたしてあり
ます罹災都市借地借家臨時処理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定を適
用する地区を定める法律案の草案につ
いて御決定を願ひます。本草案を委員
会の成案と決定し、これを委員会提出
の法律案とするに賛成の諸君の御起立
を願ひます。

(総員起立)
○高橋委員長 起立総員。よつて本草
案のごとく委員会の成案を決定し、こ
れを委員会提出の法律案と決定いたし
ます。
本日はこの程度にとどめ、次会は公
報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十一分散会